

# 農地法第3条許可申請書添付書類一覧表

農地を農地として利用するために貸借または売買するための申請。

提出期限 毎月月末
提出部数 1部

番号	添付書類	確認事項
1	土地の登記事項証明書 (法務局で発行する全部事項証明に限る) <u>*発行後3カ月以内のもの</u>	①申請土地の字名、地番、地目、面積等 ②所有権の確認 相続登記未了の場合 ・相続登記終了後申請(原則)、相続人全員による共同申請又は特定人申請 ・被相続人の除籍謄本 ・相続を証する書面(遺産分割協議書等) ③申請土地の取得年月日及び原因の確認
2	法務局保管の字限図 (法務局で発行) <u>*発行後3カ月以内のもの</u>	※ 字界の土地については、隣接字限図も添付してください
3	隣接見取図	①法務局所管の字限図の写し等に、隣接地の地番・地目・所有者・耕作者を記入したもの ②里道は赤、水路は青で着色してください
4	位置図	①任意の住宅地図等に申請地土地の位置、及び周辺の状況を記載してください
5	地元農業委員の確認書	担当農業委員へ事情説明の上、確認書に署名をいただってください ※ 譲受人(借人)の住所地の担当農業委員と申請土地の担当農業委員が異なる場合は、両方の委員さんにご説明をお願いします。

## こんなときには・・・

番号	添付書類	備考（農業委員会で確認する事項等）
●譲受人(借人)に多可町外の自作地もしくは貸付地がある場合		
6	耕作証明	①耕作農地のある市町農業委員会が発行する耕作証明(過去1年間の耕作状況のわかる証明)
7	農地基本台帳(写)	②譲受人(借人)が農地所有適格法人以外の法人の場合は、添付不要
●譲受人(借人)が新規就農者である場合、申請者が町外の場合在住の場合		
8	営農計画書	①取得しようとする農地等の利用及び事業計画の内容 区長、農会長、農業委員の押印が必要です
●譲受人(借人)が法人の場合		
9	定款又は寄付行為の写し <b>* 原本証明が必要です。</b>	①法人が政令6条1項1号又は政令6条2項3号に該当する(=農地等の権利移動の不許可の例外)ものである場合は、要件を満たしているか
10	要件具備を証する書面	

(裏面もご覧ください)

●譲受人(借人)が農地所有適法人の場合		
13	定款の写し <b>*原本証明が必要です。</b>	①法2条3項2号チの構成員(=農地所有適法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者等であって政令で定めるもの)の場合は契約書写しその他チであること(その構成員が同号の政令で定める者(=農地法施行令第2条各号)である場合には、当該書面及び令1条1号から4号までに掲げる者のいずれかであること)の確認 ②農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法5条に規定する承認会社が構成員となっている場合は、承認会社であること及びその構成員の株主であることの確認
14	組合員名簿又は株主名簿	
15	農地所有適法人の要件具備を証する書面	
●解除条件付貸借の場合		
16	契約書(写)	①法3条3項1号に規定する条件その他の農地等の適正な利用を確保するための条件が付されているか ②地域における適切な役割分担に関する確約又は協定がなされているか ③一名以上の農業常時従事役員の存在確認
17	確約書等	
18	法人の場合は役員に関する書面	

### 【許可できないことがあります(詳しくはお問い合わせください)】

= 「取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所地から申請土地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められない場合」

- ① 申請土地に申請者とは別の耕作者があるとき
- ② 取得(借入)する方が、現在、所有・借り入れしている農地について、全て適正に管理・耕作していると認められないとき
- ③ 個人の場合・・・必要な農作業に常時従事すると認められないとき  
法人の所有権移転の場合・・・農地所有適法人でないとき  
農地所有適法人以外の法人の賃借権設定の場合  
・・・地域の農業者と役割分担し、継続的かつ安定的な農業経営を行うと認められないとき  
・・・業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に従事していないとき
- ④ 農業経営の状況、通作距離等からみて、権利を取得しようとする農地につき効率的に利用すると認められないとき

\*申請者または申請者のご家族が、農業者年金経営移譲年金の受給者でないか、よくご確認ください